

専決処分につき承認を求めることについて  
(滋賀県税条例等の一部を改正する条例)

1 趣旨

令和4年度税制改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律の成立・公布に伴って改正が必要となる滋賀県税条例等の規定のうち、令和4年4月1日に施行すべき規定等について、地方自治法第179条第1項の規定に基づく知事の専決処分により改正したので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認を求めようとするもの。

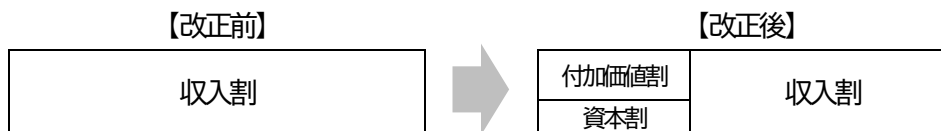
2 改正の概要

(1) 法人事業税

ア ガス供給業のうち、製造・小売事業に係る課税方式を次のとおりとする。(第37条、第38条の3関係)

① 令和4年4月の導管部門の法的分離の対象となる法人等

【改正前】収入割1.0% → 【改正後】収入割0.48% 付加価値割0.77% 資本割0.32%



② ①以外の法人

他の一般の事業と同様とする。

<資本金1億円超の法人>

【改正後】所得割1.0% 付加価値割1.2% 資本割0.5%

付加価値割	所得割
資本割	

<資本金1億円以下の法人>

【改正後】所得割7.0%

イ 外形標準課税対象法人(資本金1億円超)に対する所得割の税率を次のとおりとする。(第38条の3関係)

事務所等を設けている 都道府県の数		所得区分ごとの税率		
		400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
1または2	改正前	0.4%	0.7%	1.0%
	改正後	1.0%		
3以上		1.0%		

## (2) 不動産取得税

ア 地域医療構想に基づき再編を行った医療機関に係る課税標準の特例措置を新設する。(付則第8条関係)

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する認定医療機関開設者が認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業により取得する一定の不動産について、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

イ 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置について、対象を農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地とする。(付則第8条関係)

ウ 次の特例措置の適用期限を延長する。【令和6年3月31日まで】

(ア) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置(付則第7条の4関係)

(イ) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置(付則第7条の4関係)

(ウ) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置(付則第8条関係)

(エ) 都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地に係る課税標準の特例措置(付則第8条関係)

(オ) 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置(付則第8条関係)

エ 中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置を廃止する。(付則第8条関係)

## (3) その他必要な規定の整備

## 3 施行期日

令和4年4月1日(ただし、2(2)イは、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日から施行)

## 滋賀県税条例等の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、法人の事業税、不動産取得税等について改正を行おうとするものです。

### 2 改正の概要

#### (1) 滋賀県税条例の一部改正（第1条関係）

##### ア 法人の事業税

(ア) ガス供給業のうち、ガス事業法（昭和29年法律第51号）に規定するガス製造事業者（同法に規定する特別一般ガス導管事業者に係る供給区域内において同法に規定するガス製造事業を行う者に限る。）が行うもの（同法に規定する一般ガス導管事業および同法に規定する特定ガス導管事業（以下「導管ガス供給業」という。）を除く。以下「特定ガス供給業」という。）に係る法人の事業税について、収入割額、付加価値割額および資本割額の合算額により課することとします。（第37条関係）

(イ) ガス供給業のうち、導管ガス供給業および特定ガス供給業以外のものに係る法人の事業税について、資本金の額または出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人にあつては付加価値割額、資本割額および所得割額の合算額により、資本金1億円以下の普通法人等にあつては所得割額により、それぞれ課することとします。（第37条関係）

(ウ) 付加価値割額、資本割額および所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人の所得割について、税率を次のとおりとすることとします。（第38条の3関係）

所得のうち年400万円以下の金額	100分の1（現行100分の0.4）
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の1（現行100分の0.7）
所得のうち年800万円を超える金額	100分の1（現行100分の1）

(エ) 特定ガス供給業に対する法人の事業税の税率を次のとおりとすることとします。（第38条の3関係）

- a 収入割 100分の0.48
- b 付加価値割 100分の0.77
- c 資本割 100分の0.32

(オ) (ア)から(エ)までに伴う所要の措置を講ずることとします。（第38条の5関係）

##### イ 不動産取得税

(ア) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に規定する認定医療機関開設者が認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業により取得する一定の不動産について、当該取得が令和6年3月31日までに行われ

たときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとします。(付則第8条関係)

(イ) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置について、対象を農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地とすることとします。(付則第8条関係)

(ウ) 次に掲げる特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長することとします。(付則第7条の4、付則第8条関係)

- a 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置
- b 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置
- c 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置
- d 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地に係る課税標準の特例措置
- e 中小事業者等が中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置

(エ) 中小事業者が取得する患者が継続して利用するために必要な機能および個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する一定の薬局の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置を廃止することとします。(付則第8条関係)

(2) 滋賀県税条例の一部を改正する条例(令和2年滋賀県条例第39号)付則第9項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例付則第1項第5号に掲げる規定による改正前の滋賀県税条例の一部改正(第2条関係)

(1)アならびに電気事業法(昭和39年法律第170号)およびガス事業法の改正に伴う所要の措置を講ずることとします。(第37条、第38条の3、第38条の5関係)

### 3 その他

(1) この条例は、令和4年4月1日から施行することとします。ただし、2(1)イ(イ)および(2)の一部は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第 号)の施行の日から施行することとします。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

(3) その他所要の規定の整備を行うこととします。

滋賀県税条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
目次 省略	目次 省略
第1条から第29条まで 省略	第1条から第29条まで 省略
<p>(法人の県民税の申告納付)</p>	<p>(法人の県民税の申告納付)</p>
第30条 省略	第30条 省略
<p>2 特定法人である内国法人は、前項の規定により、同項に規定する申告書（以下この項から第4項までにおいて「納税申告書」という。）により行うこととされている法人の県民税の申告については、前項の規定にかかわらず、<u>法第53条第67項</u>に規定する場合を除き、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第4項および第5項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織（以下「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。）を使用し、かつ、地方税共同機構（以下「機構」という。）を経由して行う方法により知事に提供することにより、行わなければならない。</p>	<p>2 特定法人である内国法人は、前項の規定により、同項に規定する申告書（以下この項から第4項までにおいて「納税申告書」という。）により行うこととされている法人の県民税の申告については、前項の規定にかかわらず、<u>法第53条第69項</u>に規定する場合を除き、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第4項および第5項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織（以下「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。）を使用し、かつ、地方税共同機構（以下「機構」という。）を経由して行う方法により知事に提供することにより、行わなければならない。</p>
3から5まで 省略	3から5まで 省略
第31条から第36条の20まで 省略	第31条から第36条の20まで 省略
<p>(事業税の納税義務者等)</p>	<p>(事業税の納税義務者等)</p>
<p>第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p>	<p>第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p>
<p>(1) <u>次号および第3号</u> に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 省略</p>	<p>(1) <u>次号から第4号まで</u> に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 省略</p>



(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第37条の2 省略

2から4まで 省略

5 第1項および第2項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第38条の3第1項第1号 および第4項第1号	掲げる法人	掲げる法人で固有法人であるもの
第38条の3第1項第3号 および第4項第3号	その他の法人	その他の法人（第37条第1項第1号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
省略		
第38条の3第4項	法人で	受託法人および他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う固有法人で
(新設)		
第38条の5第1項	第37条第1項第1号アに掲げる法人	第37条第1項第1号アに掲げる法人で固有法人であるもの
	同号イに掲げる法人	同号イに掲げる法人（同号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
	掲げる事業	掲げる事業を行う法人（同項第3号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第37条の2 省略

2から4まで 省略

5 第1項および第2項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第38条の3第1項第1号	掲げる法人	掲げる法人で固有法人であるもの
第38条の3第1項第3号	その他の法人	その他の法人（第37条第1項第1号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
省略		
第38条の3第5項	法人で	受託法人および他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う固有法人で
第38条の3第5項第2号	特別法人以外の法人	特別法人以外の法人（第37条第1項第1号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
第38条の5第1項	第37条第1項第1号アに掲げる法人	第37条第1項第1号アに掲げる法人で固有法人であるもの
	同号イに掲げる法人	同号イに掲げる法人（同号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
	同項第2号に掲げる事業を行う法人	同項第2号に掲げる事業を行う法人（同項第3号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）

人	
同項第3号 アに掲げる 法人	同項第3号アに掲げる法人で固有 法人であるもの

6 省略

第38条および第38条の2 省略

(法人の事業税の税率)

第38条の3 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業および貿易  
保険業を除く。第4項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号  
に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

アおよびイ 省略

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分  
し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を  
合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円 以下の金額	100分の0.7
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1

(2) 特別法人（法第72条の24の7第6項に規定する特別法人をいう。以下  
この条において同じ。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事  
業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じ  
て計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9

(3) 省略

2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等および特定卸供給事業を除

人	
同項第3号 アに掲げる 法人	同項第3号アに掲げる法人で固有 法人であるもの

6 省略

第38条および第38条の2 省略

(法人の事業税の税率)

第38条の3 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業および貿易  
保険業を除く。第5項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号  
に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

アおよびイ 省略

ウ 各事業年度の所得に100分の1  
\_\_\_\_\_を乗じて得た  
\_\_\_\_\_金額

(2) 特別法人（法第72条の24の7第7項に規定する特別法人をいう。以下  
この条において同じ。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事  
業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じ  
て計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9

(3) 省略

2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等および特定卸供給事業を除





の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める期間内に、法第72条の25、第72条の26、第72条の28および第72条の29に規定する申告書を知事に提出し、およびその申告した事業税額を納付書により納付しなければならない。

(1)から(3)まで 省略

2 および 3 省略

第38条の6 から第146条まで 省略

付 則

第1条から第7条の3まで 省略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第7条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社または家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第39条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第39条の12第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項および第39条の13第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、第39条の12第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）」と、第39条の13第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）以内、前条第2項第1号」とする。

の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める期間内に、法第72条の25、第72条の26、第72条の28および第72条の29に規定する申告書を知事に提出し、およびその申告した事業税額を納付書により納付しなければならない。

(1)から(3)まで 省略

2 および 3 省略

第38条の6 から第146条まで 省略

付 則

第1条から第7条の3まで 省略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第7条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社または家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第39条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第39条の12第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項および第39条の13第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、第39条の12第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）」と、第39条の13第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）以内、前条第2項第1号」とする。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和3年4月1日

から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合には、当該3分の1に相当する額または当該交換により失った土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換により失った土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令附則第7条第1項に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除する。

2から6まで 省略

7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和4年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

8から11まで 省略

12 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第4号に掲げるものをいう。）が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局のうち患者が継続して利用するために必要な機能および個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有するものとして施

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）の施行の日から令和5年3月31日までの間に行

われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合には、当該3分の1に相当する額または当該交換により失った土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換により失った土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令附則第7条第1項に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除する。

2から6まで 省略

7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和6年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

8から11まで 省略

(削除)

行規則附則第3条の2の19第1項に規定するものの用に供する不動産で施行令附則第7条第22項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

13 都市再生特別措置法第109条の15第2項第1号に規定する者が同法第109条の17の規定による公告があつた同法第109条の15第1項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第15項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある同法第46条第26項に規定する低未利用土地のうち施行令附則第7条第23項に規定するものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

14 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第18条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第17条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従つて行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第24項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

15および16 省略

(新設)

12 都市再生特別措置法第109条の15第2項第1号に規定する者が同法第109条の17の規定による公告があつた同法第109条の15第1項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第15項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある同法第46条第26項に規定する低未利用土地のうち施行令附則第7条第23項に規定するものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

13 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第18条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第17条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従つて行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第24項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

14および15 省略

16 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第12条の7に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第12条の2第1項に規定する医療機関の再編の事業により政令で定める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取

得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

第8条の2から第10条の2の5まで 省略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第10条の2の6 令和6年3月31日までに行われる軽油の引取りに関して、次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用途に供する軽油の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項もしくは第5項の規定による知事もしくは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

省略

鉦さいバラス製造業を営む者

鉦さいバラス製造業を営む者（租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者（以下この表において「中小事業者等」という。）に限る。）の事業場内において専ら鉦さいの破碎または鉦さいバラスの集積もしくは積込みのために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途

省略

2から5まで 省略

第10条の2の7から第17条まで 省略

第8条の2から第10条の2の5まで 省略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第10条の2の6 令和6年3月31日までに行われる軽油の引取りに関して、次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用途に供する軽油の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項もしくは第5項の規定による知事もしくは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

省略

鉦さいバラス製造業を営む者

鉦さいバラス製造業を営む者（租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者（以下この表において「中小事業者等」という。）に限る。）の事業場内において専ら鉦さいの破碎または鉦さいバラスの集積もしくは積込みのために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途

省略

2から5まで 省略

第10条の2の7から第17条まで 省略

(法人の事業税の税率の特例)

第18条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に  
該当する各事業年度に係る所得割については、第38条の3第1項第2号中

「

各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9
-------------------------	----------

」

とあるのは

「

各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以 下の金額	100分の4.9
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7

」

と、同条第4項第2号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業  
年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とす  
る。

以下省略

(法人の事業税の税率の特例)

第18条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に  
該当する各事業年度に係る所得割については、第38条の3第1項第2号中

「

各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9
-------------------------	----------

」

とあるのは

「

各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以 下の金額	100分の4.9
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7

」

と、同条第5項第1号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業  
年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とす  
る。

以下省略

滋賀県税条例の一部を改正する条例（令和2年滋賀県条例第39号）付則第9項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例付則第1項第5号に掲げる規定による改正前の滋賀県税条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
目次 省略	目次 省略
第1条から第36条まで 省略	第1条から第36条まで 省略
<p>（事業税の納税義務者等）</p>	<p>（事業税の納税義務者等）</p>
<p>第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p>	<p>第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p>
<p>(1) <u>次号および第3号</u> に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>	<p>(1) <u>次号から第4号まで</u>に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>
<p>ア 省略</p>	<p>ア 省略</p>
<p>イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、<u>法第72条の24の7第6項各号</u>に掲げる法人、第3項に規定する法人でない社団または財団、第4項に規定するみなし課税法人、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいう。第38条の6第2項において同じ。）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。第38条の6第2項において同じ。）ならびに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）および一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）ならびにこれらの法人以外の法人で資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下のものまたは資本もしくは出資を有しないもの 所得割額</p>	<p>イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、<u>法第72条の24の7第7項各号</u>に掲げる法人、第3項に規定する法人でない社団または財団、第4項に規定するみなし課税法人、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいう。第38条の6第2項において同じ。）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。第38条の6第2項において同じ。）ならびに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）および一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）ならびにこれらの法人以外の法人で資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下のものまたは資本もしくは出資を有しないもの 所得割額</p>
<p>(2) 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、<u>ガス供給業</u>（<u>ガス事業法</u>（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業</p>	<p>(2) 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、<u>ガス供給業のうちガス事業法</u>（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業</p>

および同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者および電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。第38条から第38条の3までにおいて同じ。）、保険業および貿易保険業 収入割額

- (3) 電気供給業のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして施行規則第3条の14第1項に規定するものを含む。第38条の3第2項および第3項において「小売電気事業等」という。）および同法第2条第1項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして施行規則第3条の14第2項に規定するものを含む。第38条の3第2項および第3項において「発電事業等」という。）

次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額  
アおよびイ 省略

(新設)

2から4まで 省略

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第37条の2 省略

2から4まで 省略

- 5 第1項および第2項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の

および同条第7項に規定する特定ガス導管事業（第4号および第38条の3第2項において「導管ガス供給業」という。）

、保険業ならびに貿易保険業 収入割額

- (3) 電気供給業のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして施行規則第3条の14第1項に規定するものを含む。第38条の3第2項および第3項において「小売電気事業等」という。）、同法第2条第1項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして施行規則第3条の14第2項に規定するものを含む。第38条の3第2項および第3項において「発電事業等」という。）および同法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業（第38条の3第2項および第3項において「特定卸供給事業」という。） 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アおよびイ 省略

- (4) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者（同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第38条の3第4項において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額および資本割額の合算額

2から4まで 省略

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第37条の2 省略

2から4まで 省略

- 5 第1項および第2項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の



中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第38条の3第1項第1号 および第4項第1号	掲げる法人	掲げる法人で固有法人であるもの
第38条の3第1項第3号 および第4項第3号	その他の法人	その他の法人（第37条第1項第1号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
省略		
第38条の3第4項	法人で	受託法人および他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う固有法人で
(新設)		
第38条の5第1項	第37条第1項第1号アに掲げる法人	第37条第1項第1号アに掲げる法人で固有法人であるもの
	同号イに掲げる法人	同号イに掲げる法人（同号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
	掲げる事業 を行う法人	掲げる事業 を行う法人（同項第3号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
	同項第3号アに掲げる法人	同項第3号アに掲げる法人で固有法人であるもの

6 省略

中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第38条の3第1項第1号	掲げる法人	掲げる法人で固有法人であるもの
第38条の3第1項第3号	その他の法人	その他の法人（第37条第1項第1号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
省略		
第38条の3第5項	法人で	受託法人および他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う固有法人で
第38条の3第5項第2号	特別法人以外の法人	特別法人以外の法人（第37条第1項第1号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
第38条の5第1項	第37条第1項第1号アに掲げる法人	第37条第1項第1号アに掲げる法人で固有法人であるもの
	同号イに掲げる法人	同号イに掲げる法人（同号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
	同項第2号に掲げる事業を行う法人	同項第2号に掲げる事業を行う法人（同項第3号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
	同項第3号アに掲げる法人	同項第3号アに掲げる法人で固有法人であるもの

6 省略

第38条および第38条の2 省略

(法人の事業税の税率)

第38条の3 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業および貿易保険業を除く。第4項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額  
アおよびイ 省略

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.7
以下の金額	
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1

(2) 特別法人（法第72条の24の7第6項に規定する特別法人をいう。以下この条において同じ。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9

(3) 省略

2 電気供給業（小売電気事業等および発電事業等）を除く。）、ガス供給業、保険業および貿易保険業に対する法人の事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等および発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

第38条および第38条の2 省略

(法人の事業税の税率)

第38条の3 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業および貿易保険業を除く。第5項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額  
アおよびイ 省略

ウ 各事業年度の所得に100分の1  
\_\_\_\_\_を乗じて得た  
\_\_\_\_\_金額

(2) 特別法人（法第72条の24の7第7項に規定する特別法人をいう。以下この条において同じ。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9

(3) 省略

2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等および特定卸供給事業を除く。）、導管ガス供給業、保険業および貿易保険業に対する法人の事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等および特定卸供給事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)および(2) 省略  
(新設)

4 他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額または出資金の額が1,000万円以上のもの

が行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額

(2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の4.9を乗じて得た金額

(3) その他 の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額

第38条の4 省略

(法人の事業税の申告納付)

第38条の5 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度に係る所得割等(第37条第1項第1号アに掲げる法人の付加価値割、資本割および所得割または同号イに掲げる法人の所得割をいう。)または収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人 の収入割、付加価値割および資本割または同号イ に掲げる法人の収入割および所得割をいう。)について、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める期間内に、法第72条の25、第72条の26、第72条の28および第72条の29に規定する申告書を知事に提出し、およびその申告した事業税額を納付書によつて納付しなけれ

(1)および(2) 省略

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

(1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額

(2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額

(3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

5 他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額または出資金の額が1,000万円以上のもの(第37条第1項第1号アに掲げる法人を除く。)が行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 特別法人 各事業年度の所得に100分の4.9を乗じて得た金額

(2) 特別法人以外の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額

第38条の4 省略

(法人の事業税の申告納付)

第38条の5 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度に係る所得割等(第37条第1項第1号アに掲げる法人の付加価値割、資本割および所得割または同号イに掲げる法人の所得割をいう。)または収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人もしくは同項第4号に掲げる事業を行う法人の収入割、付加価値割および資本割または同項第3号イに掲げる法人の収入割および所得割をいう。)について、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める期間内に、法第72条の25、第72条の26、第72条の28および第72条の29に規定する申告書を知事に提出し、およびその申告した事業税額を納付書により 納付しなけれ

ばならない。

(1)から(3)まで 省略

2および3 省略

第38条の6から第146条まで 省略

付 則

第1条から第17条まで 省略

第18条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第38条の3第1項第2号中

「

各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9
-------------------------	----------

」

とあるのは

「

各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7

」

と、同条第4項第2号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。

以下省略

ばならない。

(1)から(3)まで 省略

2および3 省略

第38条の6から第146条まで 省略

付 則

第1条から第17条まで 省略

第18条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第38条の3第1項第2号中

「

各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9
-------------------------	----------

」

とあるのは

「

各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7

」

と、同条第5項第1号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。

以下省略